

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 短時間労働者を雇用する事業主の皆さま

令和4年10月からの適用拡大にともない、①特定適用事業所の規模要件の変更（厚生年金被保険者数500人超から100人超）、②1年以上継続使用要件の廃止が行われます。

	これまで	令和4年10月以降
特定適用事業所等に勤務する短時間労働者は、次の要件を全て満たす場合に健康保険・厚生年金保険に適用されます	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・学生でない ・勤務期間1年以上見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・学生でない ・<u>廃止（2カ月要件の適用※）</u>

※2カ月要件について

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格については、これまで「2カ月以内の期間を定めて雇用される方」を適用除外としていましたが、制度改正により、令和4年10月からは「2カ月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない方」が適用除外になります。これにより、雇用契約の期間が2カ月未満であっても、実態として当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて当初から健康保険・厚生年金保険の適用対象となります。

具体的には、以下のような場合には、健康保険・厚生年金保険に適用されます。

- ・就業規則や雇用契約書などに「雇用契約が更新される旨」または「雇用契約が更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ・同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている方が2カ月を超えて雇用された実績がある場合

（注）ただし、労使双方により2カ月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱います。

ご案内 専門家活用支援事業が利用できます

令和4年10月からの短時間労働者の適用拡大等にかかる制度改正により、健康保険・厚生年金保険の適用対象となる従業員がいる適用事業所では、制度改正の内容や健康保険・厚生年金保険加入のメリットについて従業員の方に説明していただき、ご理解いただくことがとても大切となります。日本年金機構では、新たに短時間労働者の適用拡大の対象となる事業所で従業員の方に説明会を行う場合などに、社会保険労務士等の専門家を無償で派遣する専門家活用支援事業を実施していますので、ぜひご利用ください。

※ご利用には事前の申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

〈専門家活用支援事業を利用できる主なケース〉

- ・事業主（事務担当者）に対する制度説明
- ・自社の従業員に対する説明会
- ・自社の従業員に対する年金相談（健康保険・厚生年金保険の相談を含む）

令和3年の健康保険法等の改正にともない、令和4年10月から、育児休業等期間中の保険料の免除要件が変更されます。主な変更点は次のとおりです。

	これまで	令和4年10月以降
毎月の報酬にかかる保険料の免除	「育児休業等を始めた日」と「育児休業等を終えた日の翌日」が同月のときは、保険料の免除を受けることができませんでした。	「育児休業等を始めた日」と「育児休業等を終えた日の翌日」が同月であっても、 <u>日数が14日以上あれば</u> 、保険料の免除を受けられるようになります。
賞与にかかる保険料の免除	育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象でした。	<u>1カ月以上の育児休業等</u> を取得したときに限り、育児休業等期間に月末が含まれる月に支給された賞与にかかる保険料が免除の対象になります。

詳細は、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦していただきますようよろしくお願いいたします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

2022年
7月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

健康だより

皆さまの取り組みが
健康保険料率の
引き下げにつながる

インセンティブ制度



※皆さまの5つの評価指標への取り組みに応じて、成績が上位の支部にインセンティブ(報奨金)を付与し、健康保険料率の引き下げに反映させる制度です。

インセンティブ制度について、詳しくは二次元コードまたは下記URLからご覧いただけます。

URL:<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/event/cat550/insenthibuseido/insenthibuseido/>

奈良支部の
総合順位

15/47位

協会けんぽ奈良支部は令和4年度の保険料率が
引き下げとなる順位を獲得しました!

<5つの評価指標(偏差値)> 令和2年度の実績値をもとに順位を算出しています。

指標1 特定健診等の 実施率	指標2 特定保健指導の 実施率	指標3 特定保健指導 対象者の減少率	指標4 医療機関への 受診勧奨を受けた 要治療者の 医療機関受診率	指標5 ジェネリック 医薬品の使用割合	総合順位
1位 山形 67.1	1位 熊本 67.3	1位 奈良 73.5	1位 富山 78.0	1位 山梨 68.1	1位 富山
2位 富山 66.7	2位 富山 64.4	2位 和歌山 70.7	2位 石川 67.0	2位 山口 60.7	2位 山形
3位 島根 60.7	3位 栃木 61.0	3位 徳島 70.1	3位 宮城 64.2	3位 山形 60.4	3位 熊本
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
26位 奈良 50.7	30位 奈良 46.2		7位 奈良 58.2	46位 奈良 35.5	15位 奈良

もし、ジェネリック医薬品の使用割合が
全国平均(偏差値50)だとしたら、
試算では総合順位が6位になっていました!



ジェネリック医薬品について、
詳しくはこちらをご覧ください。



よくあるご質問/

Q インセンティブ制度による評価結果(成績)が上位になれば、必ず健康保険料率が引き下げになりますか?

A 保険料率決定には、地域の医療給付費や報酬(加入者の給与)が大きく影響します。そのため、インセンティブが付与されても結果的に保険料率が下らない場合があります。また、上位15支部以内でもインセンティブ分保険料率よりインセンティブ付与分が少ない場合は、その差額が保険料率に加算されます。なお、減算対象となる順位については、見直しがされます。詳しくは裏面をご参照ください。

Q 成績は事業所別に評価されますか?

A 事業所ごとではなく、支部(都道府県)ごとに評価され、保険料率が決定されます。奈良支部にご加入の一人ひとりの行動の積み重ねが大切です。

Q いつの実績がいつの保険料率に反映されますか?

A 取り組み実績の2年後の保険料率に反映されます。令和4年度の取り組み実績は、2年後の令和6年度の保険料率に反映されます。



1位を目指して、一人ひとりの取り組み状況をチェック

5つの評価指標への取り組み状況をチェック!

※令和4年度の健康保険料率には、令和2年度の取り組み実績が反映されています。

1 特定健診等の実施率

令和2年度※ **26**位

- 健診を受診しましたか?
- ご家族(被扶養者)は「特定健診」を受診しましたか?
- ご担当の方は「健診結果データ※」を協会けんぽに提出しましたか?

※生活習慣病予防健診以外(事業者健診等)を実施している事業所の場合のみ提出が必要です。なお、提出対象者は40歳以上の被保険者です。

- ◆生活習慣病予防健診は、協会けんぽから一人当たり1万円以上の費用補助があります。(おひとりの自己負担額は約7,000円)
- ◆生活習慣病予防健診には3つのがん検査(胃・肺・大腸)も含まれ、大変お得です!

2 特定保健指導の実施率

令和2年度※ **30**位

- 健診の結果、「生活習慣の改善が必要」と判定された方は、協会けんぽの保健師・管理栄養士が行う**無料の健康サポート**(特定保健指導)を受けましたか?
- 健康サポートを受けやすい環境ですか?

- ◆特定保健指導は、**無料**で実施しています。(40~74歳の被保険者の場合)
- ◆特定保健指導は、保健師等が事業所に訪問して実施します。日程や面談場所の調整等、指導が受けられる環境整備にご協力をお願いします。
- ◆特定保健指導は、Zoomを利用した遠隔面談も可能です。

3 特定保健指導対象者の減少率

令和2年度※ **1**位

- 特定保健指導を受けたときに、保健師等と一緒に決めた目標を継続していますか?
- 日ごろから「運動する」「食生活を改善する」「禁煙する」など、**健康的な生活習慣**を心がけていますか?

- ◆特定保健指導で決めた目標を中断することなく、継続することが大切です。
- ◆協会けんぽ奈良支部の職場の健康づくりサポート企画「職場まるごと健康宣言」を通じて職場全体で健康づくりに取り組みましょう。

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

令和2年度※ **7**位

- 事業所で健診結果を把握し、「**要治療**」「**要再検査**」の**従業員**に対して医療機関への受診を勧めていますか?

「要治療」・「要再検査」の従業員とは

血圧	収縮期 160mmHg以上 拡張期 100mmHg以上	または	血糖値	空腹時 126mg/dl以上 HbA1c 6.5%以上
----	--------------------------------	-----	-----	--------------------------------

- ◆医療機関への受診が必要な方には、個別に協会けんぽ(外部委託先も含む)から受診のご案内をしています。

5 ジェネリック医薬品の使用割合

令和2年度※ **46**位

頑張りましょう!

- 医療機関で医薬品が処方される際、医師や薬剤師に「**ジェネリック医薬品**」を希望していますか?
- 「**ジェネリック医薬品希望シール**」を保険証やお薬手帳に貼っていますか?

- ◆ジェネリック医薬品は先発医薬品と同等の効果があると**国が認めた医薬品**で、先発医薬品の特許期間切れのため安価に製造することが可能です。
- ◆ジェネリック医薬品の使用にあたっては、医師・薬剤師にご相談ください。
- ◆「**ジェネリック医薬品希望シール**」を保険証やお薬手帳に貼るだけで、説明しなくてもジェネリック医薬品を希望する意思を伝えることができます。



令和4年度以降インセンティブ制度の主な見直しについて

予防・健康づくりの取り組みがより一層強化されるように、令和4年度実績分より **上位23支部(半数支部)から上位15支部(3分の1支部)が保険料率の減算対象**となります。

上位23支部(半数支部)を減算対象 → **上位15支部(3分の1支部)を減算対象**

令和4年度の実績分は令和6年度の保険料率に反映されます

$$\text{各都道府県ごとの健康保険料率} + \text{インセンティブ分(保険料率(全支部一律))} - \text{インセンティブの付与(引き下げ)} = \text{健康保険料率}$$

※制度の財源として、全支部の保険料率の中に、0.01%が含まれます。この0.01%については平成30年度から段階的に導入されており、令和4年度は0.007%でしたが、令和5年度以降は0.01%となります。